ビドキュメンタリーの中で、現職裁判 裁判官のお弁当」という優れたテレ

買いかぶりすぎだ」 裁判で真実が解明されると考えるのは がないと、おそらく有罪にしてしまう。 いから、(無罪にできる)とっかかり 察が出してくる証拠でしか認定できな

しかし、来年から裁判員制度が始ま

官がこう語るシーンがある。

検察が有罪を立証できているか、検

九・九%にもなっている。 れ、この国の刑事裁判の有罪率は九 推定無罪の原則はどこかに忘れ去ら

> り辞退してはいけない。裁判の過程で 国民参加が実現するのだから、裁判員 唯一、専門家に任されてきた司法への されている。そして、三権分立の中で に選ばれたら、よほどのことがない限

りたくないといっている、この不思議 な裁判員制度に隠された本当の意図は 突然に発表され、国民の八〇%がな 国になるのだ。

を与える報道はしてはいけないという けない。報道する側は、裁判員に予断 知ったことは死ぬまでしゃべってはい

制度はいらない」(講談社刊)を書い 一〇〇六年九月、いち早く「裁判員

開示、裁判のスピード化が進むと喧伝 れば、取り調べの可視化や証拠の全面

■司法への動員はやがて徴兵制につながる?

考える一助になれば幸甚である。 司法への動員だという。現代の赤紙で がて徴兵制へとつながる」という分析 あり、一部の識者が指摘している「や は国民の司法への参加などではなく 鳴らしている高山俊吉弁護士は、これ て、この制度の危うさについて警鐘を は的を射ていると語る。 ア規制も内包する裁判員制度について このインタビューが、厳しいメディ

したが、どちらかというと賛成論でし 七月号で裁判員制度特集をやっていま 岩波の雑誌「世界」の六月号と

渉し、その行動を規制するということ

の干渉を嫌っても、国家は必ず人に干 れてはならないのは、人がいかに国家

である。国家は法によって人の行動に

十渉し、被告人や証人として裁判所に

もとき まさひこ 編集者。 上智·法政·大正·明治学院各大学講師。

編集者の学校主宰、オーマイニュース社長 六年十一月、講談社を退社。オフィス元木 ィア規制の動きに反対の論陣を張る。二〇〇 として権力批判の誌面づくりを貫いた。メデ れ。「週刊現代」や「フライデー」の編集長 一九四五年生ま

元木「世界」で刑事法の専門家であ る一橋大学教授の後藤昭さんが、「忘 部は推進する立場に立っています。 裁判員制度を推進する立場に立ってい 合が推進していますし、日弁連も激列 党まで全党一致です。労働組合では連 ます。政治的に見ても自民党から共産 高山 朝日新聞社も「論座」の座談会 な論争があったとはいえ、現在の執行 ○七年十月号)に代表されるように

http://www.henshusha.com & http://www.ohmynews.co.jp/

元木昌彦の

ることはできない」という言い方をし ています。決まったことなんだから、 強制的に連れ出す。人はそれから逃げ もうお前たち、ブツブツ言うんじゃな いという論理です。

相は人権を侵害しない形で究明しなけ 高山近代刑事法の体系は、犯罪の真 ら、国家権力に対して最も抵抗的でな と言うのは、国家による人民統制刑法 ことは、刑事法を専門とする研究者な んから、

どうあれこうなるんだぞなど 、の踏み外しだと思います。 へ、権力に対するベシミズムを基底に ます。権力は暴走し、悪を犯すとい ばいけないという大原理に基づいて ればいけない人です。国が決めたの いて考える立場といえます。という

、進むべきだと主張していた学者のは しかも、後藤さんは、日本も陪審制

監視こそ司法参加 裁判官との同席より

抗できる。そういう原理を謳い上げる 国に対する基本的な権利なのです。国 はアメリカが独立戦争の中でイギリス 器を持つ権利も認めていますが、それ は悪を犯す。人民はそのような国に抵 と戦い、つまり国家と戦って到達した、 審による裁判を受ける権利を持つとい う言葉を使っていますね。抵抗権、武 アメリカの修正憲法は、被告人は陪



今月の同行者/高山俊吉氏 (弁護士)

たかやま しゅんきち 1940年東京生まれ 長野で幼 少時を、東京で学生時代を過ごす。千代田区今川中学 校、都立一橋高校を経て東京大学法学部卒 69年東京 で弁護士活動開始。青年法律家協会議長、 東京大学教 養学部非常勤講師、日本民主法律家協会副理事長、交 通法科学研究会事務局長、憲法と人権の日弁連をめざ す会代表など歴任。東京弁護士会所属 高山法律事務所

●●●元本昌彦のメディアを考える旅®

武器を持つ権利もある。 中に陪審制度があり、抵抗権があり、

ないかということです。 後藤さんに対して、私が一番言いたい のは、刑事法の学者として恥ずかしく は、陪審の思想の対極にある論理です 家に対して何も言えないのだというの 法ができてしまった以上、人民は国

題があれば批判、指摘、弾劾、告発す 間違っていないかどうか監視して、問 りません。裁判官のやっていることが 真似事をやるということでは決してあ 法壇に国民が一緒に座って、裁判官の 図がなければいけない。裁判官が座る 裁判のあり方に対する厳しい批判であ おいてのみ意味を持ちます。それは を犯す国をたしなめ、是正することに 司法に関する国民主権というのは、悪 ですね。その考え方はまやかしです。 高山 私は、まったくそうは思わない 参加すべきだという論調があります。 されるんだから、国民は進んでこれに が関与できなかった。国民主権が実現 中に、これまで司法というのは、国民 元木 裁判員制度を推進する人たちの る。そういう形で関わりを持つこと これが本当の市民の司法参加です。 批判に対して謙虚な司法という構

とも言っていました。 とか、極力裁判員の数を少なくしよう 高山 二〇〇一年に司法制度改革審議 いました。裁判員に評決権を与えない 民の事実認定能力は高くないと言って 市民が参加すると誤判が生まれる、市 たのだと思います。以前は、最高裁は を、積極的に認めるようになっていっ 特異な権力翼賛システムとしての妙味 裁は、裁判員制度という仕組みの持つ という評価は正しくない。政府・最高 っと見ていきますと、「妥協の産物」 つくったと言われています。しかし、 もない妥協の産物として裁判員制度を が出てきたのでした。陪審でも参審で ぐらいのところで、突然、裁判員制度 その審議会の審議終盤、第四コーナー 会が小泉内閣に意見書を出しました。 裁判員法立案に至る過程の論議をすう

考えようという意識を持たせることが をさせることができる。次に、裁判官 て、自分もこの人たちと一緒にものを がやっていることを目の当たりにさせ 御利益がある。まず、国民に司法学習 いとすれば、この制度にはたいへんな うことです。裁判官が裁判員に負けな 高裁の論理は、裁判官三人で裁判員六 ることに応じた。それを受け入れた最 人を説得できると考えるに至ったとい しかし、結局裁判員を六人にまです

> もなく脆弱になったから裁判員制度を その通りでしょう。この国が今、途方 としない」とおっしゃっていますけど えたのです。佐藤優さん(24年参照) ろうと考える格好の機会にしたいと考 代に、自分自身が進んでこの社会を守 必要とするようになったと言えると思 が「強い国家なら、裁判員制度を必要 みんなが治安に不安を感じている時

陪審員は辞退も可能 量刑にも関与しない

どこですか。 元木 陪審制度と裁判員制度の違いは

高山二つの制度はまったく別のもの

例えば、無罪に手を挙げた人も、有罪 るので、不合理なことが出てきます けない。単純多数決で量刑にも関与す 出し、量刑にも関与させられます。そ を担当させられます。多数決で結論を うちの重要事件約三千件について審理 られます。年間十万件ぐらいの法廷の てはいけないのです。 に決まったら、量刑の意見を言わなく れも超短期で判決をくださなくてはい 裁判員は裁判官と一緒に仕事をさせ

みですから、判決に納得しない検察官 しかも裁判員が参加するのは一審の

元木なぜ、国民の知らないとこで裁

判員制度が突然のように出てきたので

こともある。

審が一審判決をひっくり返してしまう が控訴すれば、職業裁判官だけの控訴

上、広範に了解されています。 できます。また、陪審員の辞退も事実 裁判官の裁判でいくかを被告人が選択 陪審制では、陪審方式でいくか職業

辞退した人が実に一千人もいた。裁判 多い。〇・J・シンプソンの裁判では 員は自由に辞退できるとは書いてない 陪審裁判ですが、元アメリカンフット くかかっています。 の期間も、〇・J・シンプソンは十カ ボールの人気選手だった〇・J・シン 月、マイケル・ジャクソンは三カ月近 けれど、実際には辞退する人がとても 択できるのです。また、法律には陪審 ったという話もあります。被告人が選 ブソンは、陪審を取るかどうか一時迷 アメリカで有名になった殺人事件の

足という理由で有罪判決は取れないこ 事は終わったと言って、さっと帰る 受けて、あなたの説得力は圧倒的だと が、有罪を求める検察官の「攻撃」を 人の前に立つ盾なんです。この十二人 十二人みんなが認めたら、私たちの仕 人でも納得しなかったら、説得力不 陪審制度で十二人の陪審員は、被告

いのです。また、当然のことながら陪 多数決という論理が登場する余地がな とになる。だから、ここには基本的に 審員は量刑に関与しません。

の人になるということです。そこが決 は、裁判官の横に並び、裁判官と同列 定的に違います。 裁判員が量刑に関与するということ

治安維持の責任者だと 国民を自覚させる制度

痛みはないのか。 関与している。そのことを忘れたのか 台から生還した人が何人いると思って のかと、まず思います。裁判所に任せ そんな偉そうなことを最高裁は言える 高山予断を与えちゃいけないって、 制します」と発表してしまいましたね いるのか。最高裁はそれらのすべてに たら、新聞協会はいち早く、「自主規 最高裁から、裁判員に予断を与えるよ 元木 住基ネットから個人情報保護法 ておけば冤罪は起きなかったか、死刑 うな事件報道は自粛してくれと言われ れてきました。裁判員制度が始まると への流れで、メディア規制強化が行わ

た。「朝日新聞」は今でも旗を振って で一年半は短すぎないかと書きました。 論調が変わってきたなと思います。 「読売新聞」は昨秋、社説で、実施ま 「北海道新聞」は延期せよと言いまし しかし、ここにきて少しメディアの

裁判員制念

制度の本質も見ない

聞」も、どちらかと言えば実施に消極 的、もしくは懐疑的と言ってよいでし いますけど、「産経新聞」や「日経新

葉に表されているように、みんなが勉 罰するなんて言うのか、変ですねえ と思っています。「変ですねえ」の言 ぜ私たちを呼びだして、来なければ処 元木 国民の八〇%の人たちが、「な

衛艦のインド洋派遣だって、決まって の体制が完成してしまう。例えば、自 出来上がってしまうと否でも応でもそ たいていの制度というのは、いったん らすれば大変リスキーな仕組みですよ。 分の体を裁判所に持っていかないと成 強し始めています。 り立たない仕組みです。これは彼らか 高山 裁判員制度というのは市民が自

> ところです。 そこが反対している者にとっては強い かない」と言ったら成り立たなくなる だけど、裁判員制度だけは、「私は行 しまうと阻止するのは大変なことです

をつくっても、質問状をつくっても、 問題ではありませんか。 員制度を推進しているという構図は 法審査権を持つ最高裁判所が自ら裁判 のではないですか。その場合、違憲立 法そのものが憲法違反だとして争える 元木 裁判員を拒否した人が、裁判員 その人が「私は行きません」と宣言し ないと思います。どんなに候補者名簿 てしまったら裁判は始められません。 っているのではなく、実際に始められ そんなことはありません。強がりを言 始まると言いますが、私にしてみれば 来年の五月二十一日に裁判員制度が

あればこうなります。ある裁判員が ようと体を張ったら公務執行妨害にな 制執行される。その時、それを阻止し 料を科せられた。過料を払わないと強 理的根拠もなく来なかったとして、過 その日裁判所に出頭しなかったら、合 高山 おっしゃるとおりです。本来で



●●●見木昌彦のメディアを考える旅®

そういう形でしか、本来は憲法判断を のか。そういう議論の過程で、裁判員 執行妨害罪を適用することが許される った。その公務は合憲の公務か。公務 法が憲法に合致しているかを判断する。 しないはずなのです。

高裁から言われる筋合いのものではな ものです。何日ぐらいでやれなんて最 官が訴訟指揮をして審理期間を決める で終わると言う。事件は、担当の裁判 は、完全に越権です。例えば、最高裁 屈を前提にしてものを言ってしまうの ない時に、裁判員法は合憲だという理 が、五割の裁判は三日で、七割は五日 い。それも裁判の独立の侵害で憲法違 ところが、まだ何の具体的事件性も

のですかね。 元木 どうしてそこまでして強行する

になる」。裁判員を体験しなかったあ る」。さらに、「昨日までとは違う自分 に何が必要かを自分のこととして考え までの過程を体験理解し、犯罪がどの 高山 最高裁などが全国紙に載せた裁 ように起こるのかを考えるきっかけを が書いてあります。「判決や刑罰決定 判員制度の広告に、この制度の考え方 つくることで、安心して暮らせる社会

> いうことなんですね。 自分自身が治安維持の責任者だと思う 胸にしっかり置いてください。安心し でしょう。今後こういう感覚を自分の なたは、今まで考えたことがなかった て暮らせる社会に何が必要かを考え 人間に変わってほしい。つまり、そう

裁の総務部長だった人の言葉です。 の躾や教育に生きてくる。これは最高 レビでしか事件に触れなかった国民が、 う一つは治安教育。今までは新聞やテ によって金をかけないようにする。も の手を借りて短時間で裁判をやること は司法へのコスト原理の導入。裁判員 直接事件に触れることによって、子供 裁判員制度の狙いは二つある。一つ

刑事捜査が大原則 身柄拘束をしない

者や弁護士がいますが。 元木 今の裁判というのはいまだに自 んでいくきっかけになるのだと言う学 入など取り調べの全面的な可視化に進 白偏重ですが、この制度がビデオの導

ません。それを考えるぐらいなら、検 そもそも全的可視化になど絶対になり 高山私は、まったく違うと思います。

> り強い裏付けのためにだけ撮るはずで ることは決してない。「正しさ」のよ 違ったことをさせないために可視化す を取る時になると撮る。捜査当局に間 柄拘束の意味がほとんどなくなります。 察や警察は身柄の拘束をやめます。身 容疑者がもう屈してしまって、調書



当に逃亡の恐れがあり、罪証隠滅の恐 けないという刑事訴訟の大原則に戻っ してはいけないのです。 れがある時以外は絶対に被害者を拘束 た刑事捜査をしろということです。本 大事なことは、身柄拘束をしてはい

映らなければ、甘言の現場も映らない ど被疑者の自由は奪われ、その意思は が失われます。痴漢冤罪で捕まった会 なままです。 やめなければ、絶対に刑事司法はだめ くらでもある。身柄を拘束することを けれども自由じゃないということはい 変わる。録画したって、暴行の現場も こには甘言も暴行もありません。だけ やりました」と言ってしまいます。そ で済むんだから」と言われたら、「私 社員が、二十日間も拘束され、「罰金 ても甘言を弄さなくても、人間の自由 拘束されること自体で、暴行しなく

ことに、われわれの全精力を傾けるべ だと思っています。 捜査、刑事弁護ができる状況をつくる 私は刑事訴訟法の原則どおりの刑事

しさを感じますね。 しながら進んでいくことに、そら恐ろ 元木 この制度の準備が、批判を無視

今日はありがとうございました。